

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

〔平成21年6月2日
福島県規則第61号〕

改正 平24.7.13規則51
同27.3.24 同 43

(認定の申請に必要と認める図書)

- 第1条** 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅（以下「認定申請住宅」という。）が知事が指定する機関により法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していると認定された場合 当該機関が発行するその旨を証する書類
 - 二 認定申請住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に基づく住宅性能評価書が交付された場合 住宅性能評価書の写し
 - 三 認定申請住宅の全部又は一部が品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関により品確法第31条第1項の住宅型式性能認定（以下単に「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する場合であって、当該住宅型式性能認定が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法省令」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書（以下単に「住宅型式性能認定書」という。）の写し
 - 四 認定申請住宅の全部又は一部が品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等（以下単に「認証型式住宅部分等」という。）である場合であって、当該認証型式住宅部分等が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 品確法省令第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
 - 五 認定申請住宅に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合すると市町村又は景観行政団体（景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項の景観行政団体をいう。）が認めた場合 その旨を証する書面の写し

(認定の申請に不要と認める図書)

- 第2条** 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合 当該住宅型式性能認定書において、品確法省令第64条第1号イ(3)の規定により住宅性能評価の申請において明示するこ

とを要しない事項として指定されたものに係る図書

二 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合 当該型式住宅部分等製造者認証書において、品確法省令第64条第1号ロ(4)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(一戸建ての住宅の規模の基準)

第3条 省令第4条第1号の規定により知事が定める面積は、55平方メートルとする。

(認定を受けた計画の取りやめ)

第4条 法第14条第1項第2号の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出は、取りやめ申出書(第1号様式)により行うものとする。

(工事完了報告)

第5条 法第10条に規定する認定計画実施者は、同条第2号に規定する認定長期優良住宅の建築に関する工事が完了した場合は、工事完了報告書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。